

鳥取県議会中継映像使用許可要領

（趣旨）

第1条 この要領は、鳥取県議会における本会議、委員会その他の会議のインターネット中継に使用する映像（以下「本会議等中継映像」という。）の使用を許可することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（許可）

第2条 本会議等中継映像を使用し、放送（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。）又は自動公衆送信（インターネットなどを通じて、公衆からの求めに応じて自動的に行う電気通信の送信をいう。）の用に供しようとする者は、本会議等中継映像使用許可申請書（別記様式）により、鳥取県議会事務局長（以下「事務局長」という。）の許可を受けなければならない。

（映像の使用者の遵守事項）

第3条 前条の許可を受けた者（以下「映像の使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） 法令に反する使用をしないこと。
- （2） 申請した目的以外の使用をしないこと。
- （3） 鳥取県議会の品位を損ない、又は県民の誤解を招くおそれのある使用をしないこと。
- （4） 使用に際しては、その出所を明示すること。
- （5） 本会議等中継映像を改変して使用しないこと。ただし、当該映像に定例会名、質問日、発言者名、質問項目名を挿入するなどの軽微な情報の付加による改変及び当該映像に係る会議の内容、発言等の趣旨を変更しない範囲での改変については、この限りでない。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、必要と認める場合に事務局長が付する条件を遵守すること。

（使用の差止等）

第4条 事務局長は、議長若しくは委員長の秩序維持権により取消を命じた発言又は鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県議会規則第1号）第54条の規定により取り消した発言があったときは、当該本会議等中継映像の使用の差止、差替又は編集を指示することができる。

（許可の取消等）

第5条 事務局長は、映像の使用者が、第3条の規定に違反し、又は第4条の指示に従わないと認める場合には、その使用を中止させ、又はその許可を取り消すことができるものとする。

附 則

この要領は、令和7年8月29日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

鳥取県議会事務局長 様

申請者（住所）

（氏名）

本会議等中継映像使用許可申請書

下記事項を遵守しますので、本会議等中継映像の使用を許可願います。

記

1 使用する映像	令和 年 月 日開催 本会議中継・委員会中継・全員協議会中継・高校生議会中継 （ ） ※いずれかを○で囲んでください。 ※本会議中継の場合は、質問議員名を、委員会中継の場合は、委員会名を、 それぞれ（ ）内に記載してください。
2 使用の目的	
3 掲載の場所	※ホームページ等の場合はURLを記載してください。
4 遵守事項	鳥取県議会中継映像使用許可要領第3条各号に掲げる事項を遵守いたします。

※対象の映像が多数の場合は、別紙として一覧を添付してください。